

第三十九回国会 参議院建設委員会會議録 第八号

昭和三十六年十月二十五日(水曜日)
午後二時二分開会

出席者は左の通り

委員長 後藤 義隆君
理事

田中 清一君
村上 春藏君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
紅露 みつ君
西川甚五郎君
米田 正文君
武内 五郎君
藤田 進君
田上 松衛君
村上 義一君

建設大臣 中村 梅吉君
国務大臣 藤山愛一郎君
政府委員 経済企画政務 菅 太郎君
次官 官 菅 太郎君
経済企画庁総 曾田 忠君
合開発局長 曾田 忠君
建設省河川局 山内 一郎君
長
事務局側
常任委員会専 武井 篤君
門員

本日の會議に付した案件
○水資源開発促進法案(内閣提出、衆

議院送付)
○水資源開発公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(後藤義隆君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

水資源開発促進法案、水資源開発公団法案、兩案を一括して議題といたします。

前回までに説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。政府側から藤山経済企画庁長官、中村建設大臣、曾田経済企画庁総合開発局長、鮎川河川局長が出席いたしております。

それでは御質疑のある方は順次御発言を願います。

○内村清次君 この政府から提出されました水資源関係の二法案につきまして、この水資源の開発の基本計画と

国土総合開発計画との諸計画の関連が、特に深いと私は考えておりますが、昭和二十五年に制定されました国土総合開発法は、これはまあ御承知のごとく経済、社会、文化の総合的見地から国土の保全と水と土地等の天然資源の開発を主眼としたしまして、立法

せられておることは申すまでもございせんが、したがって、この水資源開発基本計画をまた国土総合開発の一環として計画されている。そして今回これを実施していくというところに私は解釈いたしておりますが、この国土総合開発法に規定する四つの計画の中

に作成されているものは、わずかに特定地域の総合開発計画だけでありまして、ほかの全国計画、都府県の計画、地方計画はすべていまだ放置されているのでございまして、法律制定後すでに十一年経過しております。昭和二十五年の五月二十六日に国土の総合開発法が制定の前後には、これは藤山長官はもちろん国会の方にはおいでござい

まして、公選知事はほとんど選挙の公約に県内の国土開発、産業振興政策を一つの選挙の立て看板として、全国の知事が県民に訴えていたことは御承知のとおりでございます。

ところがその県民もその期待にこたえてそれがいつ実現するであろうか、まあ非常な熱意をもって今日まできておるわけでございますが、たとえばこの熊本県や大分県の例をとってみても、阿蘇、久住を中心としたところの特定地域に対する指定、これもなされておりますけれども、政府の投資、それから開発計画の目標のわずかに一七%ぐらいしかできておらないというような現状であるのです、もうお

そらくこの全国の県民の方々も知事の選挙の公約に對しても、またあげて国の施策に對しても失望しておる。そこで最近ブロッケ的な開発促進法というものが次から次に出ておる。これは御承知のごとく東北地方の開発法案、九州地方あるいはまた四国、北

陸、中国、もうこの国会を中心としたいたしました、こうやったブロッケの地方計画というものがたくさん出ておりますけれども、経済企画庁ではお

そらくこうやった地方計画に對しましての今後の計画の推移、それからまた実施の方法につきましては、おそらくこれはもうお手あげではないか。私たち九州地方の審議会の委員をしておりますけれども、その審議会の運営

さえも一つの曲がり角にきておりやしないかと、こう思っております。どうやった国土の総合的な開発というもの

ものがなせ十一月後の今日まで十分な施策がなされていかなかったのか。どこにそうやった放置されたところの原因があるか、また効果が上がっていないところの原因があるか。こういう点につきまして企画庁長官から御答

弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま御指摘のありましたように、総合開発計画がたいへんにおくれておりましたことは遺憾でありまして、こうした問題については十分早期に計画を立てて参りますことが必要であることは申すまでもないのであります。ただなかなか広範な問題でございまして、各方面

にいろいろな意見もございまして、相當に慎重にこれはかからなければならなかつたと思うのでございまして。過去のいきさつはそういう点から非常におくれたのではないかと思っておりますが、ようやく本年七月十八日に国土総合開発法によります総合開発計画と

いうものが七月の十八日の閣議で了解をして、世間に発表いたしましたわけでありまして、これは素案でございまして、この素案自体についてはいろいろの問題もあると思っておりますので、各方面の御批判を仰ぎながら計数等についても調整を行なった上で、本年度末

来年三月までに計画の最終的決定をいたしたい、こう思ひまして、現在努力をいたしておる段階でございます。そういうことでございまして、過去いろいろ延びました理由もあらうかと思ひますけれども、今日においては十分この国土開発法を生かして参るよう

に努力いたしておる次第でございます。

○内村清次君 何分国土総合開発の計画というものは手広い問題であるから今日までそういうことになったのだというふうなお話でございましてけれども、長官はもちろん今回企画庁の長官として責任ある立場になつておられまして二十五年から今日までその主管の大臣というものは相当おかわりになつております。私たちは一貫いたしまして、終戦後の国土の開発というものは、やはり経済がだんだん成長するともに、また民心が安定するともに、まず一番に政府の施策としては、

国土の総合的な開発の上に立つて諸計画がなされなくちやならぬということ、を、自來各委員会におきましては主張をしてきたものでは、特に私たちの経験といたしましては、岸内閣の際にも予算委員会ではこの問題と二時間ばかり取り組みまして、当時政府の熱意を

示したことは、わたくしどももよく承知しております。ところが、この水資源の開発基本計画をまた国土総合開発の一環として計画されている。そして今回これを実施していくというところに私は解釈いたしておりますが、この国土総合開発法に規定する四つの計画の中

に作成されているものは、わずかに特定地域の総合開発計画だけでありまして、ほかの全国計画、都府県の計画、地方計画はすべていまだ放置されているのでございまして、法律制定後すでに十一年経過しております。昭和二十五年の五月二十六日に国土の総合開発法が制定の前後には、これは藤山長官はもちろん国会の方にはおいでござい

まして、公選知事はほとんど選挙の公約に県内の国土開発、産業振興政策を一つの選挙の立て看板として、全国の知事が県民に訴えていたことは御承知のとおりでございます。

ところがその県民もその期待にこたえてそれがいつ実現するであろうか、まあ非常な熱意をもって今日まできておるわけでございますが、たとえばこの熊本県や大分県の例をとってみても、阿蘇、久住を中心としたところの特定地域に対する指定、これもなされておりますけれども、政府の投資、それから開発計画の目標のわずかに一七%ぐらいしかできておらないというような現状であるのです、もうお

そらくこの全国の県民の方々も知事の選挙の公約に對しても、またあげて国の施策に對しても失望しておる。そこで最近ブロッケ的な開発促進法というものが次から次に出ておる。これは御承知のごとく東北地方の開発法案、九州地方あるいはまた四国、北

陸、中国、もうこの国会を中心としたいたしました、こうやったブロッケの地方計画というものがたくさん出ておりますけれども、経済企画庁ではお

そらくこうやった地方計画に對しましての今後の計画の推移、それからまた実施の方法につきましては、おそらくこれはもうお手あげではないか。私たち九州地方の審議会の委員をしておりますけれども、その審議会の運営

さえも一つの曲がり角にきておりやしないかと、こう思っております。どうやった国土の総合的な開発というもの

ものがなせ十一月後の今日まで十分な施策がなされていかなかったのか。どこにそうやった放置されたところの原因があるか、また効果が上がっていないところの原因があるか。こういう点につきまして企画庁長官から御答

弁をお願いしたいと思います。

ただしたわけでございますけれども、そのときに藤山長官も御承知でありましたように、その計画の上に立つて電源の問題が非常にアツピルしておつた。電源のほうの開発促進法によつて、電源はおもに重点的に施策されていく。しかし電源以外の国土開発については一向に予算措置も熱意がない。こういう状態であつたことは、これはもう藤山さん、その当時は電源関係のほうに御熱心だったかしりませぬけれども、そういった経緯があるわけですね。特に政府が国土開発に熱意が足らなかつたというばかりでなくして、その機構の上についても非常に熱意がないではないかという点も十分あるわけですね。というのには、おそろしく藤山さん……今日まで大臣が何人かわりになったか、主管大臣が。これは内閣がかわりになるたびにかわるのだからいいけれども、それを所管しているところの企画庁内閣の開発計画の方々が、どういった任期の状態の仕事でなされておるかというのを御検討になつたことがありますかどうか。この点、現在の開発局長は非常に就任以来全国国土開発計画に對しても熱意を持って、先ほど言われたように一応の素案はできた、閣議決定はなされた。なされてはいるけれども、しかし、それが審議会にかかつて具体的な各省の実施計画となつて現われることが、はたしていつの間にかできるかという問題です。と同時に、私は先ほど言つたようにもうすでにブロック的な審議会というものがたくさんできてしまつた。こういった場合のときに、一貫して全国的なプランの上に立つておられます。地方ブロック的な開発というものが、

が、どういう関連性を持つていけるかという点につきまして、長官は一定の考え方がありますかどうか。こういった私の提起いたしました問題点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○内村清次君（藤山愛一郎君） おくれば理由にはいろいろあるかと思ひます。問題それ自体が非常にむずかしいばかりでなく、いろいろなことがあつたと思ひますが、特に企画庁の当該担当者の方々がしつちゅうかわつたというふうな問題については、私も企画庁の仕事をやります以上は、企画庁は御承知の通り、各省から人がきておりますので、企画庁自身が必ずしも自主的な立場でもって人事を考えますよりも各省との関連において考えざるを得ない点のあるところに原因もあらうかと思ひますが、今後企画庁の仕事がますます非常に重要になつて参りますから、各省からの十分な人材をとると同時に、それがあつた期間は落ち着いて二つの問題に取り組みようになつていく必要はあらうと私も実は考へておるのでございます。各地のいわゆる地方的な総合開発計画、御指摘のように東北であるとか四国であるとか九州であるとか、そういうものがそれぞれ地区ごとになつて立上つておるのであります。もちろん、これはその地方自体の総合的な開発を主として推進することでありまふけれども、それが全国総合開発計画のやほり一環となつて参るような形において運営されなければならぬのでありまして、その意味から申せば、御指摘のように総合開発計画がまずできて、そしてその中において地方開発計画がその線に沿つて立案されるこ

とが理想的であらうと思ひますが、現状必ずしもそういうふうになつておりません以上は、その関連を今後十分に密にしなから企画庁としては全体の総合開発なり主張を貫徹しますように、日本の経済力を総合的に高めていけるようにそれぞれ調整をして参らなければならぬと考へております。そういう意味において今後十分な関心を持ちながら運営をいたして参るつもりでございます。

○内村清次君 この問題は、私たちはこの法律に従つた審議会の委員でもありますからして、そのきめられました委員会の席上でも十分ひとつその特定の地域の問題につきましても、それと全国国土開発の関連性につきましても、十分長官に私はお伺ひしたいと思ひます。先ほど言ひましたように、この審議会自体さへもひとつの曲りかどにきておられるしなかつたという点を私にいたしましては痛感されておるのであります。で、この点は深くひとつ長官も期待のできますように少し知識を深めておつていただきたいと思ひるのであります。

先ほど言ひましたように、国土総合開発の中におきまして、今回の二法案ですでに予定されておりますところの利根川の開発、こういう問題と関連いたしまして昭和三十一年に制定されたところの首都圏整備法に基つてところの首都圏整備計画というものは、もつすでに今日の状況ではあるいは改定しなければならぬ、法律自体に相当なところの首都圏整備法に基つて、今後都市の立地条件として不合理な点があるというところは、これはもう政府自身も十分認められておるわけですね。それにかかわらず、今回の利根川の水系の開発という問題が、水公園を設置される問題の一環として計画されておる。こうなつてきますと、一体この首都圏の整備法というものはどうなつていくか、いわゆる首都圏の今後の計画というものはどうなつていくかといふことがまずやはりこれは明らかにせられないと、この第一に着手されようとするところの利根川の開発が大きな問題となつてきやしないかと思ふのでありますが、これについて長官はどういう所見を持っておられますか。

○内村清次君 たいいま長官の御答弁の要旨を聞きますと、この二法案を通じて流れておるところの目的というのは、緊急な水不足に對するところの水の供給にあるというふうなお話でございますけれども、これはただこれを立案される上におきましては、ただいま申し上げたように、これはあとも質問申し上げますけれども、一貫して非常に都市形態において大きな変化が起きてくる、いわば過大都市的な形成というものが今後なされていくのだ。同時に——これが第一点でございますが、この首都圏の問題は、ただ単にその東京の工業地帯、あるいはまた住民に對して水の供給だけをするからこの公団ができるのだというふうなこと、それからまたさらにこの首都圏のほうはまた首都圏のほうで研究しておるからということだけでは私は済まされなかつたと思ふのであります。この点からやはり今日まで緊急に水不足に對してそれを補給するんだ、工業を盛んにするんだ、あるいはまた都民の給水を十分にするんだというばかりでは、私は法案の目的というものは、非常に一方において大きな都市的な変化といふものが起きてきやしないかといふことを心配するわけですが、こういう点については十分関係の向きとは連絡をとつて、直ちに法律を改正するもの

が、どういった関連性を持つていけるかという点につきまして、長官は一定の考え方がありますかどうか。こういった私の提起いたしました問題点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○内村清次君 この問題は、私たちはこの法律に従つた審議会の委員でもありますからして、そのきめられました委員会の席上でも十分ひとつその特定の地域の問題につきましても、それと全国国土開発の関連性につきましても、十分長官に私はお伺ひしたいと思ひます。先ほど言ひましたように、この審議会自体さへもひとつの曲りかどにきておられるしなかつたという点を私にいたしましては痛感されておるのであります。で、この点は深くひとつ長官も期待のできますように少し知識を深めておつていただきたいと思ひるのであります。

先ほど言ひましたように、国土総合開発の中におきまして、今回の二法案ですでに予定されておりますところの利根川の開発、こういう問題と関連いたしまして昭和三十一年に制定されたところの首都圏整備法に基つてところの首都圏整備計画というものは、もつすでに今日の状況ではあるいは改定しなければならぬ、法律自体に相当なところの首都圏整備法に基つて、今後都市の立地条件として不合理な点があるというところは、これはもう政府自身も十分認められておるわけですね。それにかかわらず、今回の利根川の水系の開発という問題が、水公園を設置される問題の一環として計画されておる。こうなつてきますと、一体この首都圏の整備法というものはどうなつていくか、いわゆる首都圏の今後の計画というものはどうなつていくかといふことがまずやはりこれは明らかにせられないと、この第一に着手されようとするところの利根川の開発が大きな問題となつてきやしないかと思ふのでありますが、これについて長官はどういう所見を持っておられますか。

○内村清次君 たいいま長官の御答弁の要旨を聞きますと、この二法案を通じて流れておるところの目的というのは、緊急な水不足に對するところの水の供給にあるというふうなお話でございますけれども、これはただこれを立案される上におきましては、ただいま申し上げたように、これはあとも質問申し上げますけれども、一貫して非常に都市形態において大きな変化が起きてくる、いわば過大都市的な形成というものが今後なされていくのだ。同時に——これが第一点でございますが、この首都圏の問題は、ただ単にその東京の工業地帯、あるいはまた住民に對して水の供給だけをするからこの公団ができるのだというふうなこと、それからまたさらにこの首都圏のほうはまた首都圏のほうで研究しておるからということだけでは私は済まされなかつたと思ふのであります。この点からやはり今日まで緊急に水不足に對してそれを補給するんだ、工業を盛んにするんだ、あるいはまた都民の給水を十分にするんだというばかりでは、私は法案の目的というものは、非常に一方において大きな都市的な変化といふものが起きてきやしないかといふことを心配するわけですが、こういう点については十分関係の向きとは連絡をとつて、直ちに法律を改正するもの

が、どういった関連性を持つていけるかという点につきまして、長官は一定の考え方がありますかどうか。こういった私の提起いたしました問題点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○内村清次君 たいいま長官の御答弁の要旨を聞きますと、この二法案を通じて流れておるところの目的というのは、緊急な水不足に對するところの水の供給にあるというふうなお話でございますけれども、これはただこれを立案される上におきましては、ただいま申し上げたように、これはあとも質問申し上げますけれども、一貫して非常に都市形態において大きな変化が起きてくる、いわば過大都市的な形成というものが今後なされていくのだ。同時に——これが第一点でございますが、この首都圏の問題は、ただ単にその東京の工業地帯、あるいはまた住民に對して水の供給だけをするからこの公団ができるのだというふうなこと、それからまたさらにこの首都圏のほうはまた首都圏のほうで研究しておるからということだけでは私は済まされなかつたと思ふのであります。この点からやはり今日まで緊急に水不足に對してそれを補給するんだ、工業を盛んにするんだ、あるいはまた都民の給水を十分にするんだというばかりでは、私は法案の目的というものは、非常に一方において大きな都市的な変化といふものが起きてきやしないかといふことを心配するわけですが、こういう点については十分関係の向きとは連絡をとつて、直ちに法律を改正するもの

が、どういった関連性を持つていけるかという点につきまして、長官は一定の考え方がありますかどうか。こういった私の提起いたしました問題点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○内村清次君 この問題は、私たちはこの法律に従つた審議会の委員でもありますからして、そのきめられました委員会の席上でも十分ひとつその特定の地域の問題につきましても、それと全国国土開発の関連性につきましても、十分長官に私はお伺ひしたいと思ひます。先ほど言ひましたように、この審議会自体さへもひとつの曲りかどにきておられるしなかつたという点を私にいたしましては痛感されておるのであります。で、この点は深くひとつ長官も期待のできますように少し知識を深めておつていただきたいと思ひるのであります。

先ほど言ひましたように、国土総合開発の中におきまして、今回の二法案ですでに予定されておりますところの利根川の開発、こういう問題と関連いたしまして昭和三十一年に制定されたところの首都圏整備法に基つてところの首都圏整備計画というものは、もつすでに今日の状況ではあるいは改定しなければならぬ、法律自体に相当なところの首都圏整備法に基つて、今後都市の立地条件として不合理な点があるというところは、これはもう政府自身も十分認められておるわけですね。それにかかわらず、今回の利根川の水系の開発という問題が、水公園を設置される問題の一環として計画されておる。こうなつてきますと、一体この首都圏の整備法というものはどうなつていくか、いわゆる首都圏の今後の計画というものはどうなつていくかといふことがまずやはりこれは明らかにせられないと、この第一に着手されようとするところの利根川の開発が大きな問題となつてきやしないかと思ふのでありますが、これについて長官はどういう所見を持っておられますか。

○内村清次君 たいいま長官の御答弁の要旨を聞きますと、この二法案を通じて流れておるところの目的というのは、緊急な水不足に對するところの水の供給にあるというふうなお話でございますけれども、これはただこれを立案される上におきましては、ただいま申し上げたように、これはあとも質問申し上げますけれども、一貫して非常に都市形態において大きな変化が起きてくる、いわば過大都市的な形成というものが今後なされていくのだ。同時に——これが第一点でございますが、この首都圏の問題は、ただ単にその東京の工業地帯、あるいはまた住民に對して水の供給だけをするからこの公団ができるのだというふうなこと、それからまたさらにこの首都圏のほうはまた首都圏のほうで研究しておるからということだけでは私は済まされなかつたと思ふのであります。この点からやはり今日まで緊急に水不足に對してそれを補給するんだ、工業を盛んにするんだ、あるいはまた都民の給水を十分にするんだというばかりでは、私は法案の目的というものは、非常に一方において大きな都市的な変化といふものが起きてきやしないかといふことを心配するわけですが、こういう点については十分関係の向きとは連絡をとつて、直ちに法律を改正するもの

が、どういった関連性を持つていけるかという点につきまして、長官は一定の考え方がありますかどうか。こういった私の提起いたしました問題点につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○内村清次君 たいいま長官の御答弁の要旨を聞きますと、この二法案を通じて流れておるところの目的というのは、緊急な水不足に對するところの水の供給にあるというふうなお話でございますけれども、これはただこれを立案される上におきましては、ただいま申し上げたように、これはあとも質問申し上げますけれども、一貫して非常に都市形態において大きな変化が起きてくる、いわば過大都市的な形成というものが今後なされていくのだ。同時に——これが第一点でございますが、この首都圏の問題は、ただ単にその東京の工業地帯、あるいはまた住民に對して水の供給だけをするからこの公団ができるのだというふうなこと、それからまたさらにこの首都圏のほうはまた首都圏のほうで研究しておるからということだけでは私は済まされなかつたと思ふのであります。この点からやはり今日まで緊急に水不足に對してそれを補給するんだ、工業を盛んにするんだ、あるいはまた都民の給水を十分にするんだというばかりでは、私は法案の目的というものは、非常に一方において大きな都市的な変化といふものが起きてきやしないかといふことを心配するわけですが、こういう点については十分関係の向きとは連絡をとつて、直ちに法律を改正するもの

は、建設大臣が首都圏の委員長になっておられるからまたあとで建設大臣からも詳しくお話を聞かないと、ただいまの御答弁ではまだ十分ではないと私は思うのです。これは相当な首都圏に對するところの大きな問題がまだ残されておると思いますからして、この点はあとに譲ることにいたしますが、こ

申に加えて、公団債の発行、こうやった次々と政府の手厚い保護がなされていくということになって参りますると、地域的な格差というものがその他の地域と相当かけ離れてくるようなことになりはしないか、これは私は地域格差をなくすために、政府のほうでもいろいろの手を考えておられるようだ。またこの国会にも低開発地帯ですか、あるいはまた工業地帯を設置するような法律案だとか、あるいはまた予定されておところの産業都市の建設というような問題も考えられはいたしますけれども、直ちにこの公団が発足されるとそういった手厚いところの

いては、そこに、新産業都市と申しますか、あるいは低開発地域における都市形成ということを一方で進めて参らなければ、それを進めないで過大都市だけを防止するのはできないわけでありまして。そこで政府としては御承知のとおり、低開発地の開発を促進する法案を今国会にも提出をいたしておいて、そして税制その他の面から新しい都市形成の基盤を作っていくと、また新産業都市と申しますか、新しく地方々々のそれぞれの特色を生かしながら新産業都市を形成していく、こういうことで並行して進めて参るように考えておるのでございまして、そういう

いはまたそのほかのところは、やはり政府の施策が今後なされるといたしましても、それに、追いつくだけの財力、あるいはまた人口の集中というような問題は、これは取り残されはしないかということを私は言っているわけです。そういう現象は必ず起るから起こらないかということに対して、大臣はどういうふうなお考え方を持っておられるかということです。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 先ほど申しましたように、この二法案の一つの狙いというのは、少なくとも現在の工業地帯、利根川で申せば京葉工業地帯帯における著しい水不足というような地帯における著しい水不足

これは当然でございまして、そういう面について十分な考慮をして参りますればこの水資源の二法案による恩恵がすぐに既設の都市の過大化に、直接非常に大きな貢献をするというようなことはならぬのではないかと、こう考へております。

○内村清次君　この点につきまして、長官のお考えにどうしてもまだ私たちは納得できないところがあるので、これはまあ所見が、あるいは並行になるかもしれませんが、私は確かに過大都市を助長するようなことになるのだと、国民所得の格差というものが、相当の政府のほうで手を打ってい

かないと、やはり格差は開くような状態になるのだと私は今思ひ込んでおります。この点につきましては、またあとの機会に十分ひとつ大臣と所見を戦わしていきたく思ふのです。

そこで今回の法案ができるにあたりまして、先国会の提出までに相当これは世論も注目をいたしました。特にまた関係の全国の府県知事の知事の問題にもなった、あるいは特に水源県の知事の問題にもなった、特に水源県の知事は相当な意見を持ちながら、今日まできているという現実です。そこで私は、なぜこの全国の知事会あるいはまた水源県の知事と、しつくりとこの法案の提出までに協議がなされなかったのであらうかというように思つておりますが、その間の事情をひとつ詳しくお話し願ひたい。なにがまだ水源県のか、具体的事例をあげてひとつ御説明を願ひたいと思ふのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この案を作成いたしますときには、水の問題は地方的には相当重要な問題であることゝむろんでございまして、各方面からいろいろの陳情等もわれわれも承知いたしております。主としてそういう方面について、これは自治省の意見を十分企画庁としては聴取いたし、自治省としてはやはりそれぞれ知事会その他の意向も参酌されて意見を出されておると思つております。まあそういうことによつてこの法案の作成を進行づけて参つたのでございます。

○内村清次君 これは大臣がどこまでこの問題についてよく御研究なされ、あるいは知事の意向を把握されておるか、今の御答弁では私の質問いたしま

したことからちよつとあまり概括過ぎるのですよ。これは大臣によく具体的に腹案がないとすれば、これはかわりの政務次官でもだれでもよろしうございまして、どの点の点がまだ残つておるんだと。で、これは当委員

会といたしまして、現にあす水源県の知事さん方も参考人と呼んで、その方々からお聞きするような手はずは組んであるわけなんです。当然そこでも御意見の発表があるだろうと思ふのです。私は、先ほど言いましたように、この法案につきましては相当な世論がわいた、しかもこれは官庁のほうでは、まあ建設省それから通産省、あるいは厚生省というような各省のなわ張り的な主管関係の争いが随分あつた。それには各代議士も相当動いたというやうなうわさも私には聞いております。だからして、そういういきさつからいたしまして、まず開発しようとするところの当県の知事あたりがどの点に不満があるか、どの点を心配しておるか、これという問題がこの段階にきましたならば一番必要な問題だろうと思ふのですからして、衆議院段階で修正をされたといへ、なおかつまだ不満が残つておる点があればいいかといふことは、やはり所管大臣といたしまして気を配つておらなければいかぬと思ふのです。そういう点が確実に長官の耳の中に深く刻み込んであるかどうか。この点をお聞きしておるわけですから、具体的問題でおわかりにならないならば、ひとつ政務次官のほうの答弁でもつけようございしますが、大臣がそういうことだけはひとつ気に持つていただきたいと思ふのです。

○国務大臣(内山愛一郎君) こまかい

点については、政務次官なり局長が来ておりますから、詳細に御説明を申し上げると思ひます。

水の問題がまあ非常に、重要であつて、昔から水の争いというやうなものがこれは非常に大きな地方的な争いになり、そして歴史的にそれが問題を起してきていることは私も承知しております。したがつて、この法案が何か工業用水だけを確保して、上流における治山治水なり、あるいは農業用水なり、または将来の開発に伴う水を供給しない、全部下流と申しますか、既設の都市に持つていくというやうなふうにはわれわれ考へておらぬのであります。十分上流県その他通過いたします県の過去におけるいきさつ等も織り込んで、そして基本計画を立てられなければならぬことは当然のことでございます。でありますから、そういう点についてはわれわれも十分に承知いたしておるつもりでありますけれども、しかし何と申しても地方のやはり過去からの利害関係あるいは水に対する愛着の力というものは、相当に強いことは申すまでもございせんから、したがつてそういう観点から見られますといふいろいろな意味において心配をされるのも無理からぬことだと思ひます。しかしその心配を十分解消するやうに考へて参らなければならぬのであり、それが円滑なこの法案の遂行の一番大きな目的だと思ひます。

われわれとしては、先ほど各省の権限争いがあつたといふやうなお話でございますが、別に権限争いがあつたとは思つておりませんけれども、やはり水道の問題あるいは農業用水の問題等に

場あるいは農業の立場から各省も御意見がございまして、そういう意味において、われわれとしては各省の意見を聞き、特に地方のいろいろな総合的な問題につきましては自治省の意見も聞いて法案の作成をいたしましたわけでありまして、そういう意味において今日までやつて参つたわけでありまして。

な御説明をいたささせていただきます。○政府委員(曾田忠君) 二法案の立案にあたりましたものといたしまして、特に地方公共団体との関連につきましてお答え申し上げたいと思ひます。御承知のようにいろいろ各種の問題が関係各省の間にありましたわけでございますが、地方公共団体との問題につきましては、われわれといたしましては、それを代表しております自治省の意見を十分入れましていろいろ折衝の結果、こういう原案にきまつたわけでございます。特に都道府県知事側といたしまして問題としておりました点は、一つはこの上流水源地に對します配水が不十分じゃないかというやうな御議論があつたやうでございます。これにつきましては、われわれといたしましては、この水源開発促進法の第三條にございまして、水系全体につきまして広域的な用水対策を樹立するという点を考へておるわけでございます。当然上流水源地域につきましても、その基本計画におきましては、水の需給を考へるというふうに考へておる次第でございます。

それからもう一つの問題といたしましては、基本計画なりあるいは水系の指定をいたします場合におきまして、総理大臣は都道府県知事の意見を聞く

ということに原案は相なつておるわけでございます。これに對しましてこの意見を協議に改められたいという御希望が出たのでございまして、これにつきましては従来の法律の建前上、つまり、内閣総理大臣と、各省大臣の関係におきましては、いわゆる同格と申しますか、そういうやうな関連上協議という言葉を使得、おるわけでございます。まして、都道府県知事に対しては意見を聞くというのが従来の建前になつておるやうな関係で、意見を聞くというやうな法案を作つておるわけでございます。まして、むろんこの意見を聞くという場合におきましても、できるだけ都道府県知事の意見を尊重するという建前はもちろんと考へております。

なお、都道府県知事が意見を出す場合におきまして、都道府県議会の議決を経なければいかぬということを法律に明記していただきたいという希望があつたのでございまして。これはいろいろ他の法律にも、そういう議会の議決を経なければいかぬという規定のあるところもございまして、そういう規定のない法律もございまして、われわれといたしましては、都道府県知事が意見を出す場合におきましては、当然その住民の意向を反映した意見が出るべきだといふ考へで、特に法律上議会の議決を経なければいかぬという規定は必要はないといふやうに考へたわけでございます。

それから公団の関係で申し上げますと、公団と都道府県知事との関係におきまして協議ということに原案はなつております。これは先ほど申し上げましたやうに、内閣総理大臣と都道

県知事は同格というわけには参りませんけれども、公団と都道府県知事は一応同格である、したがって、法律的な表現をいたしましては協議というふうに考えざるを得ないわけでございます。原案も協議という文字を使っておるわけでございますが、これに對しては協議を同意に改めてほしいという御意見がございまして、これにつきましては特にこの協議といひます。内容は、要するにお互いが話し合ひをし、十分意見を尽くし合つて、そして、まとめるというのが協議の意味でございます。同意といひ言葉を使ひます場合は、簡単に不同意といひようなそういう事態が起る。といひます。これは結局公団の仕事といひますものは相当多くの都道府県にまたがっておりまして、各府県ごとにそれぞれ慎重な話し合ひが必要であるといひ意味におきまして、協議といひ文字が適切であるといふふうに考えたわけでございます。

それから、あとはこれは建設省側から御答弁願つたほうがいいと思ひますが、河川法の適用の特例の問題でございますが、これにつきましては、ちよつと誤解がありましたらうでございまして、たとえば水利権を公団が奪つてしまふといひような誤解がありましたらうでございまして、水利権はあくまでも都道府県知事が現状通り持つておるといひことは変わっておりません。もう一つは、いわゆるこの法律では特定施設と申しておりましたけれども、水利権に関する工事を公団がやるわけでございますが、その場合には公団は河川法の例外といたしまして、公団みずからが河川に関する工事をすることが

できるという規定になっております。これにつきましていろいろ議論があつたわけでございますが、この公団が行ないます事業は数都道府県にまたがつておるのでございまして、現在ではいわゆる直轄事業としてやつておるわけでございます。したがって、それをそのまま引き継ぐといひような関係で、特に公団がその事業をやります場合に、従来の都道府県知事の権限を奪うものではない、といひ考えで原案を作つたといひように御説明申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○内村清次君 この問題はあと法案の条項の質問の際に、私たちはさらに突つ込んで政府の考え方を聞いていきたいと思ふのです。で、総括して言ひますと、水源県の知事を納得させるといひような心配は要らないといひところまでできておるかどうか、この点が一番重要だと思ふのです。で、この点については今局長は長官にかつてお話をされましたけれども、一言に申しまして大丈夫だ、水源県のほうは何ともない意見はないのだといひようなことが言ひ切られますかどうですか。この点だけ最後に聞いてあと具体的な法案の問題にいきましてから私は聞いていきたいと思ひます。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど申し上げました中で、管理規程に關しまする知事の協議といひ規定が、実はこの原案にはなかつたわけでございますが、これは実はいわゆる実施計画といひものが公団と都道府県知事の協議によつてきまします關係上、管理規程の重要な問題につきましては、実施計画において当然盛り入れておるといひような意

味合ひにおきまして、原案におきましては、管理規程に關しまする公団と都道府県知事の協議の規定が実はないのでございまして、この点がちよつと問題でございます。したがって、衆議院の修正におきまして、この管理規程に關しまする公団と都道府県知事の協議の規定が入りました關係上、まあこの点につきましては一応問題はないと思つておりますが、その他の全般の問題につきましては、私もどなたかと思ひましては、運用の問題はいろいろあるかと思ひますけれども、全般といたしましては、都道府県側の御意見は特にそう御異論は多くないのではないかと今ふうに考へております。

○内村清次君 先ほど言ひましたように、法案審議中にまた質していききたいと思ひます。

そこで長官に、これは建設大臣と一緒に聞きたかつたのですが、しかし、おもにこれは建設大臣の所管にかかるといひますからして、建設大臣のほうから責任ある御答弁がなされるものと、こう期待しておりました。が、しかし、今回のこの二法案が出ました以上は、特にまた企画庁として、大臣は直接総理大臣の窓口にならなければならぬと思ひますが、こういう点を十分に連絡をとつておられるかどうかといひ点、と申しますのは、今回の水資源開発の二法案の性格といひものは、今日までとつてきておるところの河川行政と申しますか、この河川行政といひ問題を根本的に改革されていく段階にある、こういうふうな考へておるわけですか。と申しますのは従来河川法が制定せられてから今日まで、各河川に關する事務といひものは

重要な国家事務である。しかも国家事務のうち流れてゐる問題としては、まず治水問題、いわゆるどうやうして河川から受けるところの災害を防止するかといひ問題が今日まで河川法の一貫した流れです。それがだんだんと今回の水利關係にこの重点が置かれてきておる。こういうような關係で、河川の水でありますからして、これを國民の幸福のためにどうしようとするかは、これは最も文化國家としての成長上あるいは經濟の發展成長上これは必要である。必要であるが、とにかく今までとつてきたところの河川行政といひ問題が、今回の二法案によつて水利に相當からいたしまして、これはひとつ今までの河川法といひ問題をどう今後考へていくか、こういう問題が起きてこなくちやならぬと思ふ。それでこの問題は、河川法制定以來相當基本法でありますからして、各条項に従つて、今日まで都道府県知事を主官とし、あるいは國の建設省主官として今まできたのですが、大臣はこの河川法を改正するといひような問題が、國議あるいは今回の二法案を作る過程においてなされたかどうか、こういう点をお考へになつておるかどうか。この点につきまして、まず長官の意見だけ聞いておきましよう。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 河川に關する問題を扱いますときに、建設省と十分な連絡をとり、また建設大臣と緊密に協力して参らなければならぬことは、これは當然でございまして、したがつてまた私もその趣旨のもとに建設省とは非常な緊密な連絡をとつて

今日までも来ておりますし、またこの法案がおそらく建設委員会にかかるのもそういうことからであらうかと思ひます。河川法の従来の建前が治水にあることは申すまでもないのですが、その治水を今度は角度を変えて、今お話のございましたように水利に方向転換するのだといひのでなくて、治水が水利といひことで総合的に運営されるのだ。したがって、水利をすることによつて治水にも役に立つようなプラスが出てくる。また治水をやることによつて水利の方面にも合理的な水利の計画が立てられる。治水から角度を変えて水利に問題が移つたといひのでなしに、河川法の根本の趣旨である治水に河川の重要性から見て新たな水利といひものがプラスされたのだ、こういうふうな私どもも解釈いたしておるのでございまして。しかしそれがプラスされて総合的に運営される場合に、現行の河川法を変えるべきか変えるべからざるかといひ問題については、私として今にわかに何とも申し上げかねるわけ、將來とも建設大臣と十分な話し合ひをしなから建設大臣の御意見等も承つて、そして万全を期していくのが當然だと考へております。

○内村清次君 ただ私たちが憂慮しておる問題は、時の問題としてこいつた公団設置の問題が、世論の要請もありましよう、あるいはまたは池田内閣としての特異的な政策の一端かもしれませんが、ともあれ今の大臣のお言葉を聞いてみますと、治水といひものが根本であるがそれにプラスの水利問題を考へていくのだ、こいつたお考へ方ですね。そうしてみてもウエートはもろん治水にあるのだ、こゝろ断定

第十二部 建設委員会會議録第八号 昭和三十六年十月二十五日 【參議院】

五

していかどうか。この点は第一に重要な問題ですからその点をまず答弁を聞きましょうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) プラスしていくということは、水の消極的なはんらんあるいは流出、あるいは損耗というようなものを、それに伴います諸般の損害というものを防衛していく。今度は積極的にその防護された水を合理的に使うというのでなくして、重点が治水にあるか利水にあるか、といえば、私どもは今後の運営としては両方の万全を期していくということであらうかと、こう考えておるわけでございます。

○内山清次君 一番心配されることは、利水に重点を置いて治水を考へないということでは本末転倒したことになる。結局洪水の前には、たとえ利水の各施設がなされておても、住民に對するところの被害の問題をあわせ考へてみると、これは何としても河川に對する治水というものが第一義であつて、それにプラスの利水であるというようなお考え方で、ウェットは一緒だということよりもむしろその川の被害というものは完全に防衛されたものである、治水上に防衛されたものである。

その上に立つて利水面も一つ考へていくというような考え方でないと私はいけない、こう思うわけです。そういうような観点からいたしまして、私は、このたびの全国の知事会におきまして、あるいはまた水源県の知事の一番心配しておる問題も、まず根源はここから出発してはいないかと思うのです。特にまた私が聞こうとするところは、もちろんこの利水面になつて参りますと、やはりダムの問題が発生

して参ります。そうするとダムの操作という問題がまた発生して参ります。今日まで私たちは遺憾なくことに、ダムの操作によつてあるいはダムの建設によつて、そのダムの上流あるいは下流関係に及ぼしたところの治水上の被害というものは、相当大きなものがあると思うのです。事例はたくさんあるのです。こういった事例がある中で今後水源の公団はやはり必要があればダムを建設していかねばならない、水路の建設をしていかねばならない、こういった事態に對しまして完全な治水上の防護体制といふものを確立しなくてはならぬのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ダムの操作規程の問題、またダムの操作の結果において、あるいはその水がはんらんをするような状態が最近の事例において起つておるか起つていないかという問題は、これは重要な問題であると思ひます。そうしてまた、そういうことが起つては相ならぬわけでありまして、そういう点については先般内閣として、通産大臣が電源開発の關係におけるダム操作の問題等について、いろいろ問題があるやに言われておりますので、今日では十分その調査及び対策等について建設大臣と協議をし、将来の問題として、もしそういうことがあるならば解決の方向を見出していかうかということに進められておると思ひます。この計画ができておるといふことは、当然行なわれて

くるわけでありまして、したがつてそういうような場合に、やはり将来のダムの操作規程その他治水上の問題が出て参りますれば、われわれとしては、むしろこれらの全般の計画を立てます上において、当面治水の主管大臣である建設大臣の意見を聞いて、また地方の意見を聞いて万全を期して参りますことは、これは当然のことでありまして、水を完全に利用するということとは、一面から言へば、治水が十分にできていくということ自体が水を完全に利用することにも相なるわけでありまして、水そのものを十分に保全していくという、治山治水の立場から考へて参らねばならぬのでございまして、そういう面についてはわれわれとしては十分注意をして、そうしてそれぞれ当該主管官庁の意見を全体の計画の上に織り込んで参らなければならぬと、こういうふうを考えております。

○内村清次君 その点は特に建設大臣の方が主管大臣ですから、見えてから具体的に聞きたいと思ひますが、いま一つ経済企画庁長官に伺ひますことは、これも関連した問題ですけれども、地盤沈下の問題ですね、これは私が申すまでもなく今回の第二室戸台風のとくにも、兵庫県や大阪府あたりに相当の被害が起きておる。あるいはまた既往におきましては、現実に続いておるところの東京都の江東区、あるいは新潟の可燃ガスの問題からくるところの地盤沈下、こういった今政府として特に重要な問題として取り上げていかねばならぬ問題が、この建設委員会でも從來論議されておるのです。と同時に社会党は地盤沈下対策の

法律を出しておるけれども、政府のほうでは、そういういろいろ災害が起きているにもかかわらず、まだ何らこの対策の法案というものが出て参つておりません。ところが今回水資源関係ではやはり当然この地盤沈下の問題とあつたつていくのです。特に淀川の問題あたりはそうであらうと思うのです。また利根川水系におきましても江東区の問題がなおざりにされてはならない。こういう重要な問題に對しまして長官のほうでは所管大臣と十分御協議なさつて、政府として、この対策を法律、すなわち規制法として出すような手はずを進めておられるかどうかです。その点は一つ責任ある答弁をやつていただきたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 工業用水につきましてはすでに規制法ができておりましてそして地下水等のくみ上げについてはその法律に從つて今後制限もし、あるいは廃止もしていくということになつております。大阪の先般の中心地帯におきまして地下水のくみ上げによる地盤沈下というのは、主としてビルの冷房装置というふうなものから原因がきておるわけでありまして、それらのものに対しては今後は地下水等を取らないで、そうして水道用水を使つてクーリングタワーで冷やして使うというふうな措置をとっていくわけでありまして、この問題については建設省で今日将来の規制の問題については案を考へておられますので、政府としても決してこれをなおざりにいたしておるわけではございません。企画庁といたしましては、こうした総合計画を立てます上におきまして、それぞれ現在の行政官庁として主管官庁のある

仕事を總會して参ることでございまして、それから各省の行政官庁としての立場から見た御意見を尊重して、そうしてそれを取り入れるということでは当然のことだと思つております。

○内村清次君 今長官からは現在工業用水の法というものができておるんだとおっしゃるんですが、確かにそのとおり。温泉法というものもありまして、ただこの温泉法や工業用水のくみ取り規制の問題につきましては、今回の台風によるところの大きな原因でありました大阪地区あるいはまた兵庫地区の問題とは、少し様相が変わつておるのです。これ以上今後やはり工業市が発展して参りますと、相当この地下水の問題というものが大きくなつてくる。と同時にまた新潟のごときは、これはもう相当な被害であつて、すでに河川の堤防もあるいはまた海岸堤防も沈んでしまつておるといふ現在です。こういった事態が各所に起つておる中に、私たちはいち早くこの法案を出してからもう二年になるのです。もう毎国会継続審査、継続審査でがまんしておるのです。ところが今の御答弁では建設省のほうで何とか考へておるだらうということでございますが、そういったなまぬい御態度では私は今回のような災害がまた日本には常襲的に、起つて参りますから、間に合わないと思ふのです。その被害は私は甚大と思ふ。国民に及ぼすところの不安というものは相当甚大であると思ふのですが、そういうなまぬいことではなくて、私は一つ早く政府のほうで法律をお作りがでないならば、党が出して参りますところの法案を委員会でも一つ審議をして、すみ

仕事を總會して参ることでございまして、それから各省の行政官庁としての立場から見た御意見を尊重して、そうしてそれを取り入れるということでは当然のことだと思つております。

○内村清次君 今長官からは現在工業用水の法というものができておるんだとおっしゃるんですが、確かにそのとおり。温泉法というものもありまして、ただこの温泉法や工業用水のくみ取り規制の問題につきましては、今回の台風によるところの大きな原因でありました大阪地区あるいはまた兵庫地区の問題とは、少し様相が変わつておるのです。これ以上今後やはり工業市が発展して参りますと、相当この地下水の問題というものが大きくなつてくる。と同時にまた新潟のごときは、これはもう相当な被害であつて、すでに河川の堤防もあるいはまた海岸堤防も沈んでしまつておるといふ現在です。こういった事態が各所に起つておる中に、私たちはいち早くこの法案を出してからもう二年になるのです。もう毎国会継続審査、継続審査でがまんしておるのです。ところが今の御答弁では建設省のほうで何とか考へておるだらうということでございますが、そういったなまぬい御態度では私は今回のような災害がまた日本には常襲的に、起つて参りますから、間に合わないと思ふのです。その被害は私は甚大と思ふ。国民に及ぼすところの不安というものは相当甚大であると思ふのですが、そういうなまぬいことではなくて、私は一つ早く政府のほうで法律をお作りがでないならば、党が出して参りますところの法案を委員会でも一つ審議をして、すみ

やかにお互いに取り上げて、この法律が適用されるような状態にするように一つここで言明してもらいたいと思います。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今、どううとは申し上げなかつたつもりでございしますが、建設省がそういう法案の準備をしていると私も承知をいたしておるのでございます。いずれ建設大臣のお話があるかと思いますが、そういうことで決して万全のことを考えないわけではございません。

○紅雲みつ君 企画庁長官に伺いたいと思ひます。まずこの水資源の二法案でございしますが、これは人口の激増につれてまた経済の成長につれて、国土総合開発ということが促進されるわけでございますが、これは当然のことだと思ひます。しかし国土総合開発という大きなものが、打ち出されまして、特定地域の開発というものはその中に埋没してしまふような場合に、二義的にも三義的にも扱われるというようないき方なのでございまいしょうか。先ほどのお話を伺つておると、まだ国土総合開発のほうを私は拝見してないんでございしますが、そういう大きなものを打ち出して、その開発のために地域の開発というものは犠牲になつていつてもかまわない、その大きなもののためにはですね、そういうようなお考えでこれが打ち出されておるんでございまいしょうか、まず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 国土総合開発計画を作る結果として当該地域を犠牲にするという考え方はないんであります。全く反対な考え方で、国土総合開発計画をすることによって地方

的な地域開発の基盤ができる、というふうに考えていただいて差しつかえないと思ひます。

○紅雲みつ君 そうでなければならぬと思ひるのでございます。しかし今お尋ねしたようなことがどうも二法案には盛り込んでおる、そういう精神が非常に強く出ておるよう思ふんでございまして、念のために伺つたのでございしますが、今の御答弁が当然だと私は思ひます。

そこでこの二法案でございしますが、まず一つ驚いたことがございしますが、これは局長の先ほどのお話でございしますが、この二法案について関係地域の知事は大きな異存は持つてはいないだらう、大した異存はないだらうというお話でございました。このような認識不足をもつてこの法案を成立させるといふことでございしましたら、私も絶対反対——与党の立場はわかまえております、法案に反対しようというような前提で御質問を申し上げておるわけではないんでございします、審議も促進しようという立場であるといふことも承知しております。しかしそんな前提に立つて、そんな認識不足でこの法案を、成立させたいといふんです。これは長官の御意見をあらためて伺ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 地方の都道府県の知事の方々がこの法案にあたりましていろいろ御心配になるのは当然だと思ひます。特に水源地域の方面あるいはその河川の流れております流域の地帯を持つてゐる府県、そういうのは非常に心配されることは、これは当然だと思ひますし、われわれとしてはその御心配をできるだけ除去し

て、そうして御意見を伺ひ、完全な計画案を策定して参りたいと思つておりますけれども、しかし現実にはそういうものの運用の面をどうやらならぬ場合には、やはり水源が犠牲になるのじゃないか、あるいは途中の利用がそのために従来の利用を弱められるんじゃないかという御心配、そうしてそれに伴ひましていろいろの御意見があることも当然でございします。したがつてこういう案を策定いたします場合には、それぞれ当該都道府県の知事の御意見を十分聞いて、そうして万遺漏なきを期して参りたいと思ふのであります、言葉が局長足りなかつたかも知れませんが、別にその異議がないという意味で申し上げたわけではないのであります、御了承願ひたいと思ひます。

○紅雲みつ君 事務当局の御答弁です。から長官がそういうお考えであれば、これは深く追及するのはやめますけれども、もしそういうようなお考えがあつて、これが前提になるのでございしましたら、やっぱり異存のある知事は全部関係地域から呼んでいただきたいと思ひます。そうしてまた知事ばかりではありません、たとえば徳島県あたりを例をとりますともう知事だけではないのでございします。住民あげての、これはちよつとオーバーな言い方をいたしますれば、死活問題に關するといふような強いこれは要望でございまして、地域の代表たる知事の意向、意見を聞くといふようなそんな軽く扱われては困るんです。そんな安易な問題ではない。先ほどこれはたしか長官がおつちやつたと思うのでございしますが、水に対する愛着といふような御意見が出

たと思ひますけれども、そういうお言葉、そんななまぬるいものではないのでございします。それはもうそこを深くでございまして、その安易に扱われるは非常に困る。これはもつと真剣に一つ扱つていただきたいと思ひます。それからこれも局長のお話でございしましたが、これはやっぱり長官に伺ひましてこの觀念が長官にもおありとすなれば、この際改めていただきたいと思ひます。総理と各省大臣とがまず同格である、公団法にある公団が知事にいつたときには協議を使うことは格の上からこれはないことだ、こんなことを言われるのでございしますが、一体これはどういふことでございまいしょうか。おもに私はこれは官選知事時代の政府が知事を任命するといふような古い觀念にとらわれた考え方ではないかと思ひます。そういうような觀念があるから一方的にこういう法案が押しつけられるんだと私は思ふんです。そういう觀念をどういふ感じが私は問題だと思ふんです。一体長官どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 同格とかいふような言葉はある程度適当な言い方ではなかつたわけでありまして、私の承知しております範囲内では、むしろ地方の意見を尊重していくといふことは当然のこととございまして、ただ従来の日本の法体系からいってこういう書き方がずっと慣例にもなつております。したがつて今回の場合にもそういう書き方をいたしたのであります。私どもはそれが別に同格だから協議を聞き、あるいは同格でないから意見を聞くといふような意味でこういう言

葉が使われたのではなくて、法の整備と運用の面において、明朗な運営をしていく上において、こういう表現が必要だといふことで法案にそうなつておると思ひます。

今、水の重要性について紅露委員からだいぶんにおしかりをいただきましたけれども、私も従来の水争ひの重要な問題、しかも平素の争ひの隣村でも水争ひのたびに、場合によると生命に危害を加えるような争ひが起こるといふようなことは十分承知しております。それで、水に対する各地方の住民の方々の感情というものが、お話のうちに非常な深刻なものであるといふことは十分承知しております。ただそういうことを地方の民選の知事のこととてございしますから、十分その心持を体してそうして知事が活動されるのだ、こういうふうにして思つてゐるのでございまして、知事の意見を中心にしてこれは参ることが一応政府として必要じやないか、こういうふうにお考えをしております。

○紅雲みつ君 長官の御意見は同格とか、まあ上下の觀念でないという御意見でございしますので安心いたしました。これであの条文の審議に入りましたら直していただけると存じます。それから尊重してという御意見でございしますが、まあ衆議院のほうを通過して参りまして、附帯決議を拝見いたしましたけれども、尊重する、考慮する、遺憾なきを期する——こんなのは全くとりよるによりましてはどんなふうにもとれるのでございまして、限度なにかございせんか、限度のない言葉です。ですからこんな深刻な重要な問題に對しましては、こんなことではやは

り関係地域の者は、これはもう納得が
できないのです。こんな幅の広い字
を——これはまあ国会の慣例語でござ
いますけれども、困ったときには、遺
憾でございませう、いや御意見は尊重い
たします、十分考慮いたしますと、こ
んなことで片づけられるべき性格のこ
れは法案ではないと思うのです。だか
らこれはまあそれこそ御考慮願って、
こういうことではすみませんという
ことを申し上げておきます。

それから私がこういうふうなこの問
題を強調いたしますゆえんのは、
まあ徳島県に例をとって申しましたか
らまた続いて申しますけれども、吉野
川のごときはもうこれは先祖代々も
水害に悩まされて参っているのござ
います。ことに戦後におきましては
これは例外ないほど毎年水の災害を受
けて、そうしてそれがもう積もり積
もってだんだん貧乏をしていく県の経
済がもつていかなう。ついに低開発地
帯とか後進県とかいうようなありがた
くないレッテルを張られていくわけ
です。ところが近年になりましてだ
水の開発、水の利用ということが進展
して参りましたものから、これこそ
まあ絶好のチャンスだと、どうかこ
の機会をとらえて水を福から福に転
じよう、そうして今までの累積した損
害もこれで埋めていこう、そうしてど
うか後進県から脱皮していこうとい
うので非常に意気込んでいくわけ
です。そうしてちやうど工場も地方に分散す
る、あるいは産業都市も地方に建設し
よう、こういうようなことになったの
でたいへん勢いを得ておったところ
にこの二法案が出てしまったわけ
です。そうして、出てしまったと私は言

いたいのです。これは大へん不満で
ございませう、これが出てしまつて
知事の権限というものが著しく狭めら
れた。極端に言えば、いろいろな計画
もあつてこれから立ち直ろうというこ
ろを、水を取り上げられるようなこ
とになる。これではほんとうに納得が
いかなうのですから、押しつけていけ
ばいけるかもしれないけれども、そ
れは政治ではないのです。ですから、
この法案を、冒頭に申し上げたよう
に、私もはつとそうとは思つており
ません。だからもつと納得のいくま
でに變更していただかなければなら
ない。それに、私もこれは初めて聞
いたのですが、上下の觀念がないとい
うことであるならば、法案の改定
もいとやういことだと思ひまして、安
心いたしましたから、あとのまた条文
のほうに入りまして、これはひ
とつ修正をしたいと思いますから、そ
れをひとつお考えをただしたいと思
うのでございます。ですから長官にお尋
ねをすることは、先ほど内村さんから
御質問になりましたようなこの法案に
対する角度もあり、私のような角度か
らの質問もあるわけでございますが、
そういうようなことを長官は、地域々
々によつていろいろな角度から御検討
になったのでしうか。これを一様に
ただ取り扱われるということでは解決
つかないと思ひますが、どう
うなんでございませうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今お話が
ございませうけれども、利水を完全に
合理的にするという場合に、河川が荒
れつ放しであつては、これはどうい
はんとうの利水ということだけを目的
にしてもできないわけでございます。

したがつて、治水ということが当然利
水の前提としてあることは、これは申
すまでもないわけでありませう。であ
りますから、利水ということも十分に
やつていこうと思ひ、治水というこ
とが完全に行なわれないうで、毎年
雨で河川がはんらんしたり、荒れたり、
河川敷が狭まったり、そういうよう
な状況が起つては完全な利水がで
きないことは申すまでもない。したが
つて、治水ということを重要に考へて
参らなければならぬ。ただ治水その
ものの基本的な仕事は建設省が河川監督
の上で十分やられるので、これとあ
わせながら、この機能も並行しな
がらやつていくということにならうと思
ひます。ですから、治水をないがしろに
して完全な合理的な利水ができるとは
だれも考へておりません。ですから前
段御心配のようなことは私はないと思
ひます。

それでは、御指摘のような徳島県に
この水を活用しようと思つたけれども
活用ができなくなるのじゃないかとい
うような御意見のように思ひます。け
れども、これは河川が上流から下流ま
で各府県を流れておるものでございま
して、それぞれがやはり関係府県におき
ましては、自分の施設の水の利用とい
うようなことは、これは確保して参ら
なければならぬと思ひます。将来必
要な産業発展が見られるならば、その
水自体をそういう方面にも利用する
ということも、その関係府県としては考
へるようになるかと思ひます。した
がつて、一つの河川における水の利用
をどういふふうに分けていくか——
下流だけで利用するのだ、あるいは上
流だけで利用するのだということでは

しに、全体の川自体が一番効率的に水が
利用されるように、関係府県において
も御意見を願つて、そうして産業の発
展をお互いにお考へいただくというこ
とでなければならぬと思ひます。われ
わらは、そういう意味において、われ
わらは、十分関係の府県の御満足とい
ふには、十分関係の府県の御満足のい
ふには、十分に話し合ひながら、さうい
ふ計画を遂行していく、こういうことにな
らうと思ひます。

○紅露みつ君 お話のように、利水を
いたしたためには治水が伴わなけれ
ばならぬ、それは今後の問題とし
てよくわかります。そうなければなら
ないのございませうから、いづれさう
いう手が打たれるではございませう
が、私の申し上げました言ひました言
ひは、從來から堆積いたしましたその
損害のことを申したのでございま
して、この大きな河川を持つ地域の累積
した損害というものは、長官お認めに
なりましたか、いかがですか。

あなたの上下の関係は、従来の慣例で
きつとさうおつちやつたのだと思ひま
すが、もしさうだと思ひますならば
それは改めなければいけないと思ひま
すけれども、新産業都市促進法とい
うのがございませう。あの中には知事が
市町村長に協議して云々ということが
ございませうから、お調べになつて
——これは知事と市町村長とは同列じや
ございませうけれども、あなたの方の
お気持からおつちやれば、知事が市町
村長を任命した時代の感覚からいへば
これはやはり上下の関係があるはずな
んです。さういふものは、今日公選によ
つて選ばれておる知事であり、町村長
でありますのでございませうから、それ
らもお調べになつて——それは慣例と
してもおかしいし、それから感覚とし
てもそんな感覚でいられては私困るよ
うに思ひますのでございませう、お調べ
いただくように申し上げておきます。そ
れから長官には、ぜひその感覚はひと
つ事務当局から注入されないようにし
ていただきたいと思います。そんな百こ
せんか。この水資源開発法なんとい
うもの、このものの自体が非常に画期的
なものでございませうから、感覚も
ひとつ画期的に新しく行つていただ
くようにお願いを申し上げますが、私の今日
の質問はそれで終わりますが、この結
果をいたしまして、条文に入つてから
また御質問をいたしたいと思ひます。

○田上松衛君 申し上げたいことはた
くさんあるのですけれども、お立場を
承しつづつ申し上げます。さういふ関
係からいたしまして、この際質問とい
うよりか、私どもの考へておることを
交えながら意見的に申し上げまして、

ですけれども、全くもう無計画に膨張してしまうところの工場の招致である

上げておきたい。こういう観点に立つて申しますならば、私どもはどうすれ

ものをどうするということに至って
おらぬのは事実でございます。

これをひとつおつかぶせる気持はあり
ませんか、どうですか、法律の名前に

す。
○國務大臣（藤山愛一郎君） 水全般の

利用、たとえば海水の蒸留水化という
ような問題、あるいは所によつて、や
はり地盤沈下の起こらないような山岳
地帯その他において地下水を非常に活
用するというような問題になります
と、当面の問題としては、私はやはり
公団の範囲にはあまり活動の範囲が広
くならず、やはり一つの水系の水を十分
に活用する、したがってそれに関連し
ております湖沼等については、含めて
活用して参らなければなりませんけれ
ども、そういう点について公団が新た
な分野に出ていくというようなことに
ついては、相当考へて参らなければな
らぬので、にわかに御賛成はできない
かと思ひます。

○田上松衛君 お約束の時間がどんど
ん迫つてしましますから、まだわから
ぬままにこれは結局あしたに延ばすよ
うしようがないわけですから、ぜひ、
一番先に申し上げましたように、
意見を申し上げておいて将来の参考に
でもなるかという意味合いから申し上
げておくわけですが、さつき触れまし
たように、経済企画庁がこれに当たつ
ていくというのでは非常に不満足、不
安がある。単なる調整の役割というな
らばそれでもやむを得ないと思うので
すけれども、ほんとうにこの水を取り
上げますならば、私どもの考えとして
は、総理府に内閣総理大臣が衆議院、
参議院両院の同意を得て任命するこ
ろの学識経験者あるいは公益代表、さ
らには地方公共団体の代表、こういう
ものをもつて構成するところのほと
うの水資源開発委員会というものを設
けてまして、そうしてその委員会に基本
計画の策定であるとか、あるいは水計
画の策定であるとか、こういうものを

なさしめたらどうか、さらにはちよつ
と内容に入りますけれども、その基本
計画というものは、今地方の事情等を
考慮した上でこれは申し上げるのです
が、広域経済圏ごとにこれを策定いた
しまして、そうして問題になつており
ます都道府県知事の意思を尊重する。
そこで同意を必要とするというよう
な工合に規定するようなことをしたらど
うか。さらに今度は手足を持たなければ
ならないから、そのための基礎調
査、あるいはさつき申し上げますとこ
ろの高度利用のためのいろいろな試
験であるとか研究であるとか、あるい
は資料の収集、及び調査会といいま
すところのいわゆる所掌事務といいま
すか、そういうものを扱わしたり、
一般的にいふならば、委員会の権限を
補佐するという役割をさせますとこ
ろの一つの水資源開発庁というものを
ひとつ設ける。そのあとはいふまでも
なく事業の実施機関として公団を作る
ことは、これはけつこうです。そうい
うようなものを作るといふようなこと
が、水資源、水行政の一元化のために
は一番望ましい姿だろうと私も考へて
いるのですが、これに対して長官ど
ういう工合に考へるか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 今日、行
政事務が非常に複雑になつてきており
ますし、あるいは新しい時代に即応す
るような諸般の事務がふえてきており
ますので、行政機構全体に対して再検
討して参るということは、これは必要
だと考へております。ただ水資源開発
庁といふものだけを取り上げて今やるの
がいいかどうかということについては
は、私直ちにそれがいいかどうかとい
うことを申し上げかねますので、たとえ

ば港湾の管理の問題その他各省にまた
がって、将来の行政官制の方式、ある
いは行政運営の方式について全般的に
再検討をいたしまして、そういうよう
な問題を考へていくことに私は私
も必要であろうと思ひますが、当面の
問題としてすぐに水資源局を作るとい
うことは、にわかに賛成はいたしか
ねるのであります。

○田上松衛君 何だか中途半端になつ
たやうで申しわけないやうで、時間が
済んでいくことはわかつているのです
けれどもちよつとがまんして下さい。
促進法でちよつと申し上げておきたい
のです。基本計画を策定しようとする
場合には、総理大臣が閣議の決定によ
らなければならぬ。それから、それから
決定したならば、これを公示しなければ
ならぬ。逆にいうと、それでよろし
い、こういうことにならるわけですね。
やはりこの点が少し、国会を尊重する
という立場から、これは少なくとも策
定した基本計画はこれを国会に出しま
した方がいいのではないか、こう考へ
るのです。逆にいいますならば、こ
ういう行き方でありまして、それがや
がて失敗したときにおいて、必ずしも
内閣だけが責任をとらなくても、これ
は国民全体の、国会全体の責任による
ことですから、その点から見まして
そういうような規定は必ずしも損じや
ないのだらう、マイナスにならぬと思
うのですが、これはどうでしょう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 国会を尊重
することはむろんでございますけれど
も、ただこれらの基本計画その他は行
政に関する事務でございますので、政
府がやはり責任を持つて計画を立て、
遂行をするというのが常道であらうか
と考へております。

○田上松衛君 ぜひ聞きたいことがも
う少しあるのですけれども、どうせ中
途半端になつてしまつたからこれ以上
御迷惑をかけちゃ申しわけないと思
ひますので、ただここで明らかにしてお
きたいことは、よかれ悪しかれ私はこ
う申し上げるけれども、御承知のとおり
衆議院の段階においては私も若
干の修正を加へ附帯決議をつけまして
これを通しておるといふ立場なんです
よ。同じ政党的なことでございますか
ら、申し上げるまでもなく私もはこ
れはやはり通すべきだといふ基本的な
考へを持っています、はつきり申し上
げるのです。ただもう少しいろいろこ
れを国民にも納得させなければならぬ
立場もございますから、そういう点か
らしているのです、決していたずらにけ
ちをつけるとか、いやみを言うので
はないのですからそのことは頭に置いて
いただいて、あとお出になつており
ます関係の方にも、あすの答弁につい
てはそういう心組みで一つお答えいた
だくように、きわめて親切な意味で申
し上げていますのです。

○委員長(後藤藤雄君) 速記をちよつ
とやめて。

〔速記中止〕

○委員長(後藤藤雄君) それじゃ速記
を起こして。

本日の両案に対する質疑はこの程度
にいたしまして、これにて散会いたし
ます。

午後四時四分散会